議事録（令和元年度の勤務時間の設定及び変更に関する事項について）

日　時　令和元年10月28日（月）17 時00 分から17 時30 分

場　所　浪速区役所 6階会議室

出席者　所属： 総務課長、総務課長代理、総務課担当係長

 　　組合： 市職本部書記次長、市職本部執行委員、区連事務局長

（所属）

勤務時間の割振り変更について、提案させていただく。

職員の勤務時間等に関する規則第3条及び大阪市職員就業規則第3条に定める勤務時間の割振りの変更については、平成31年４月から労働基準法及び人事院規則の改正により本市でも時間外勤務時間に上限規制が導入されたことに伴い、所属として、この間検討を行ってきたところであり、当区職員の勤務時間の割振り変更について、別紙提案書のとおり行ってまいりたい。

※別紙「勤務時間の割振り変更について（案）」　手交

では、提案内容について説明させていただく。

１点目は、浪速区区政会議についてである。区政会議は、区長、区シティ・マネージャー及び教育委員会事務局区担当教育次長の所管に属する施策及び事業について、立案段階から意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に係る意見を聴くことを目的として、区長が区民等その他の者を招集して開催する会議である。全体会年３回、３部会それぞれ３回、区政会議委員に出席していただけるよう夜間の時間帯に開催しており、超過勤務で対応している。

２点目は、各地域で開催されている地域活動協議会会議である。地域活動協議会は、おおむね小学校区を範囲として、地域団体やNPO、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、さまざまな分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組みである。各地域（区内１１地域）の地域活動協議会会議は、おおむね月１回、地域の事情に応じて時間が設定されており、多くが夜間に開催されている。この会議に、地域課題解決に向けて協働した取り組みなどの支援を行う各地域の地域担当職員が出席し、行政からの連絡事項の説明や情報収集等を行っており、超過勤務で対応している。

３点目は、市民協働課教育・学習支援グループ所管業務である。当該グループでは、区の施策・事業との連携を進めるため、各種市民活動団体の活動と連絡調整業務を行っている。これら団体の会議は、月一回の定例役員会との意見交換会、年一回の総会、臨時会議等があり、そのほとんどが夜間に開催されている。また、市長から委嘱している浪速区青少年指導員連絡協議会・浪速区青少年福祉委員連絡協議会による指導ルーム活動等の活動も多くが夜間に開催されている。

また、平成27年度からの分権型教育行政の推進により、教育委員会事務局総務部教育政策課浪速区教育担当として所管する業務のうち、学校・地域・保護者からの意見聴取にかかる会議である区教育会議や区内すべての小中学校で年3回開催される学校協議会も、そのほとんどが夜間に開催されている。

さらに、人権啓発業務（フレンズカップ、成人の日記念の集い）に関しても、市民活動団体・地域・学校等との連絡調整の会議が、それぞれ年３～４回夜間に開催されている。

このように、多くの会議が夜間に開催されており、超過勤務で対応している。

今回の提案の勤務時間の割振り変更を行うことで、時間外勤務を抑制し、職員の長時間勤務による健康上の問題発生等の回避を図ることができると考える。

対象職員は、区政会議出席職員、地域担当職員、市民協働課教育・学習グループ職員と考えている。

勤務時間変更の内容としては、現行の勤務時間9時00分～17時30分、休憩時間12時15分から、それぞれの業務に応じて、①11時30分～20時00分、②12時00分～20時30分、③12時30分～21時00分、④13時00分～21時30分、休憩時間はすべて17時30分～18時15分までとしたい。

勤務時間の割振り変更の実施にあたっては、管理監督者が担当内業務の体制確保を総合的に勘案したうえで、1週間以上前に当該職員へ勤務時間の変更を命令してまいりたい。

なお、実施時期については協議等が整いしだい関係職場と調整した上で円滑に実施してまいりたいと考えているのでよろしくお願いする。

（組合）

　ただいま当区職員における勤務時間の割り振り変更について提案がされた。我々としても組合員の長時間労働は問題と考えており、今回提案がなされた業務については、夜間に実施せざるを得ないことから、総労働時間の削減にかかるとりくみとして、一定理解できる内容と考えている。しかしながら、超過勤務手当の削減が目的化される危惧もあり、勤怠管理が複雑化するなど、派生する問題も想定されることから、実施にあたって、次の数点にわたる指摘について、所属としての考え方を求めたい。

①市民サービスを低下させることなく、また現場業務に支障をきたすことのない体制整備・配置を行うことが必要であるが、全時間帯における無理のない人数配置を行い、持続可能な体制を確保すること。その際は、繁忙時間帯やセキュリティ問題、職員の休暇取得等について十分な配慮を行うこと。

②勤務時間の割り振り変更により、いわゆるサービス残業が発生することのないように責任をもって対応すること。

③確実に休憩時間を確保できるよう、状況に応じて柔軟に対応すること。また、区役所の執務時間外に休憩時間が設定されているが、休憩とは、居場所など、一切の拘束を受けることのないものであり、庁舎管理上の理由などで、職場内での休憩を強要することは許されないので、申し添えておく。

④全時間帯において、所属として責任体制を確保すること。

⑤職場全体の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について、子育て層のみならず、組合員が仕事や家庭生活、地域生活等のバランスを自らの希望で展開できるよう、十分な配慮を行うこと。

⑥勤務時間の割り振り変更実施後は、適時、また一定期間経過後に検証等を行い、問題点があれば速やかに解消・改善をはかること。その際には、時機を逸さず我々と協議等を行うなど、誠意ある対応をはかること。

⑦実施にあたっては、当該職員に対し責任をもって速やかに周知を行うとともに、その導入準備にかかる時間を十分に確保すること。

⑧今回提案にかかる内容については、当該業務担当のみにかかる事項とすること。

（所属）

ただ今ご指摘いただいた点等について回答を申し上げる。①について、市民サービスを低下させることなく、また現場業務に支障をきたすことのないように 対応してまいりたい。実施にあたっては、職場実態を十分ふまえ、全時間帯における無理のない人員体制となるように努めてまいりたい。また、職員の休暇取得等についても十分な配慮を行ってまいりたい。②について、サービス残業が発生することのないように、責任をもって対応してまいりたい。③について、休憩時間の取り方についても、勤怠管理上の問題や、事故発生時の責任性などの観点からも、原則的対応を基本と考えているが、それにより難い場合は、管理監督者の責任のもとで、柔軟に対応したいと考えている。休憩時間の取り扱いについては、当然に法令を遵守してまいる。④について、全時間帯において責任体制を構築してまいりたい。管理監督者がいない時間帯でも、連絡が取れる体制を構築してまいりたい。⑤について、職場全体の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）については、職員が仕事や家庭生活、地域生活等が必要に応じて担えるように十分に配慮してまいりたい。⑥について、実施後の検証等については、一定期間経過後に検証等を行ってまいりたい。また、必要に応じて情報提供を行うなど、誠意をもって対応を行ってまいりたい。⑦について、実施時期について、確定次第、速やかに周知を行うとともに、実施に向けた準備期間も確保できるように十分に配慮したい。⑧について、今回の提案に示した業務担当のみの対応としたい。以上である。

（組合）

ただ今、我々の指摘に対する回答が行われたところである。基本的には了解することとするが、回答内容の履行を含め、所属として責任ある対応を行うよう要請する。今後も勤務時間の設定及び変更に関する事項等は交渉事項であることから、引き続き時機を逸せず、必要な交渉や協議の場を設定するなど誠意ある対応を求め、本日の団体交渉を終えることとする。